

雨水貯留施設設置助成制度のご案内

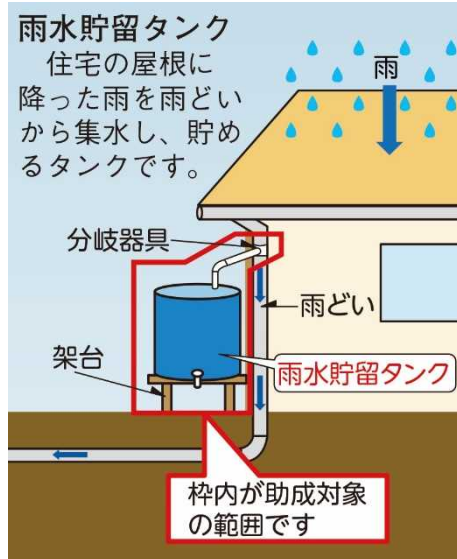
播磨町内の建築物に雨水貯留施設（貯留タンク）を設置していただくことによって、側溝や下水道管に流れ込む雨水を少しでも減らして浸水被害の軽減を図るために、その設置費用の一部を助成します。

雨水貯留施設（貯留タンク）とは

住宅などの屋根に降った雨を雨どいから集め、一時的に貯めておくための施設（タンク）です。

雨水貯留施設（貯留タンク）を設置すると

- ①近年多発する集中豪雨や台風接近に伴う大雨による雨水を一時的に貯めておき、側溝や下水道管に流れ込む雨水を少しでも減らして浸水被害の軽減を図ることができます。
そのためにも、大雨が予想される際には、前もってタンクの中を空にしておくことが大切です。
- ②貯めた雨水は植木の水やりや夏場の打ち水などにも利用できるので、雨水の有効利用にもつながります。



雨水貯留施設（貯留タンク）は治水と環境の両面で役立つんだよ！

それだけでなく、節約にもなりそうね。

雨水貯留施設設置の一例



【助成制度の概要】

助成の対象となる施設 （貯留タンク）	貯留タンクの容量は80リットル以上 製品として購入可能なもの（市販品）で、散水の用に供するもの 建築物1棟当たり1基（本体及び付属品（分岐器具・本体架台）含む）
助成の対象となる者	町内の建築物（戸建住宅、集合住宅、事業所）に雨水貯留施設を設置し、自ら使用する者で町税の滞納がない者（申請者と建築物の所有者が異なる場合は、建築物の所有者の同意が必要です。）
助成額	購入費及び設置費の2分の1以内（上限30,000円） ※予算に限りがありますので、予算の超えた場合に申請をお断りする場合があります。 ※必ず購入・設置前に申請してください。
維持管理の注意事項	貯留タンクは定期的な点検清掃を行い、7年以上存続させてください。 雨水が貯まった貯留タンクは重量物です。クサリで固定するなどの転倒防止策を施してください。 大雨が予想される際には、前もってタンクの中を空にしておいてください。

詳しくは播磨町ホームページをご覧ください。

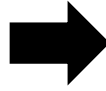
【手続きの流れ】

申請者

町

① 交付申請書提出

(添付書類) 位置図、設置予定場所の写真、配置図及び構造図、見積書等、誓約書、承諾書(建築物の所有者が申請者と異なる場合)、町税確認承諾書ほか



② 審査・交付決定通知書送付



交付決定通知



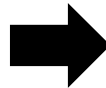
③ 雨水貯留施設の設置

※必ず交付決定通知を受け取ってから購入・設置してください。



④ 完了報告書提出

(添付書類) 設置完了後の写真、領収書(写)

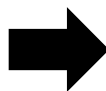


⑤ 完了検査・交付額確定通知書送付



交付額確定通知

⑥ 助成金請求提出



⑦ 助成金の交付(口座振込)



問い合わせ先

播磨町 上下水道グループ

TEL 079-435-2379

FAX 079-437-4192

e-mail gesui@town.harima.lg.jp